



## 第16号の内容

平成20年度消費生活相談のまとめ  
 多重債務者無料相談会のお知らせ  
 消費生活センターからのお知らせ

## 平成20年度消費生活相談のまとめ

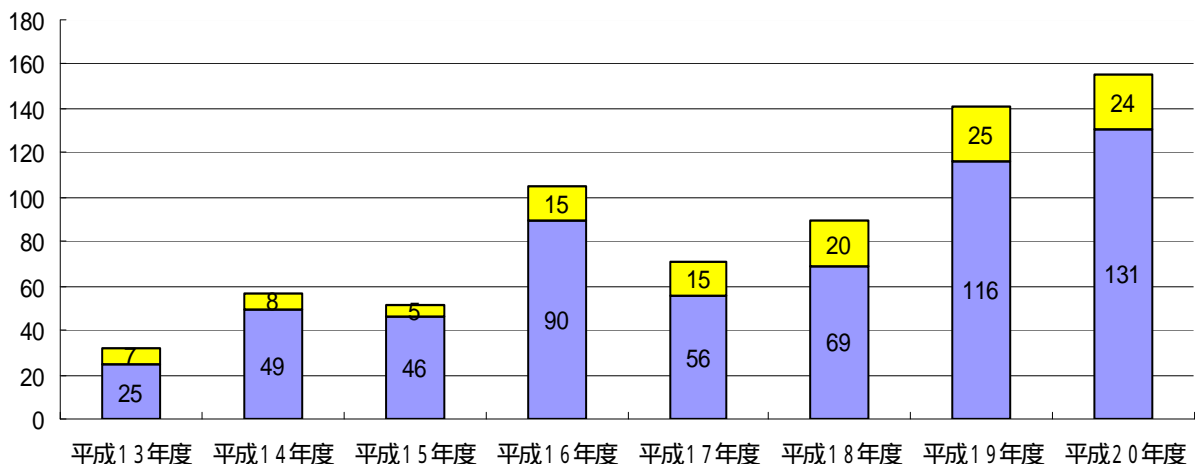
平成20年度に滋賀県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談受付件数は、13,794件でした。前年度の86.8%（2,104件減）と減少しています。このうち苦情は11,876件で、前年度の85.0%（2,103件減）と減少し全相談件数に占める割合は86.1%となっています。（詳細はホームページをご覧ください。）このように全体の相談件数は減少してはいるものの、悪質な事業者による消費者被害は後をたちません。昨年度の相談事例のうち特徴的なものをいくつかご紹介します。

## 給湯設備やソーラーシステムに関する相談が増加

環境問題やエネルギー問題への関心が高まり、国や自治体の補助金についても話題となっています。相談窓口に寄せられたこれらの相談の多くは訪問販売によるものです。高価な買い物となることが多いので、該当商品について十分調べたり、他の事業者の見積もりと比較するなど、契約は慎重に行ってください。「契約するまで帰ってくれなかった。」等販売方法に問題があったような場合は、消費生活センターにご相談ください。

給湯設備・ソーラーシステム

■ 訪問販売以外  
 ■ 訪問販売



## 健康食品の相談が過去最高

健康食品に関する相談は、近年高い水準で推移していましたが、20年度はさらに増加し過去最高の234件となりました。健康に関心の高い70歳以上の高齢者の相談が最も多く、ついで20歳代の若者が多くなっています。販売方法に問題があり解約したいという相談のほか、品質・安全性に関する相談もありました。

「カタログ通販で購入したサプリメントを服用したところ体調不良になった。」という相談では、国民生活センターで成分を調べたところ、健康被害が発生するおそれのある医薬品成分が商品から検出されました。相談者はカタログ通販で商品を購入したつもりでしたが、実はこの商品は「海外からの個人輸入品」という取り扱いになっていました。個人輸入の場合は、原則自己責任となるうえ、表示から医薬品成分を判別することは困難であることから、商品の申し込みにあたっては十分な注意が必要です。この例が発端になり、国民生活センターより類似の商品について、全国的に注意が呼びかけられました。健康食品は安易に口にしてしまいますが、体調に異状を感じたら、すぐに食べるのをやめて医師に相談することも大切です。

## あの手この手の架空・不当請求

「2年前出会い系サイトを利用した  
だろう料金を支払え！」  
(メールや電話・FAXで請求)

「3年前に融資の申し込みをしたのが  
保留になっている。権利を放棄するなら  
負担金を支払え！」  
(相談者はまったく身に覚えなし)



その他、購入した覚えのない商品の代金を請求したり、消費生活センターとよく似た名称の団体名で「消費料確認通知書」というハガキを送りつけるなど、架空請求の手口はますます巧妙化しています。くれぐれもご注意ください。

## 結婚相手紹介サービスに関する相談

「婚カツ」という言葉がブームになり、新聞などでも結婚相手を紹介するサービスを行う事業者の広告を見かけることも多くなりました。20年度に消費生活センター等に寄せられた結婚相手紹介サービスに関する相談は前年度より減少していますが、一部の悪質な事業者による被害があり、処分を受けた事業者もあります。相談の多くは、解約手数料や見合いのキャンセル料など料金に関するものですが、「契約し料金を支払ったのに、一度も見合い相手を紹介してくれない。」などサービスに関する相談もあります。契約に際しては、中途解約時の対応やサービス内容などについても書面を十分確認するようにしましょう。

## 深刻な多重債務の相談

多重債務にかかる相談は、依然高い水準で推移しています。特に年度の後半には、経済の不況を反映して、失業や収入の減少により返済が困難になったというような、債務整理だけでなく「職」や「住まい」に影響を及ぼす深刻な相談も出てきています。



消費生活センターでは、「多重債務 110 番」を開設しています。また、8月29日(土)・30日(日)・31日(月)には弁護士・司法書士が面接して相談を受ける「多重債務者無料相談会」が実施されます。まずは、ご相談ください。

## 多重債務者無料相談会

解決しない借金問題はありません  
一人で悩まず、ご相談ください！

日 時	会 場	定 員
8月29日(土) 10:00~16:00	滋賀県立男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町)	12名
8月30日(日) 10:00~16:00	滋賀県消費生活センター (彦根市元町)	12名
8月31日(月) 10:00~16:00	滋賀弁護士会館 (大津市梅林1丁目)	12名

相談方法 弁護士・司法書士が、面接にて相談をお受けします。(1件 1時間)

事前予約制(先着順)

相談無料

秘密厳守

予約受付 滋賀県 県民生活課 消費生活担当

電話：077-528-3412

(主催：滋賀弁護士会・滋賀県司法書士会・滋賀県)



近畿財務局多重債務巡回相談 相談費用無料

日時：9月14日(月) 会場：大津財務事務所(大津市御陵町3-5)

予約・問い合わせ先：大津財務事務所 総務課 (077-522-3765)

## 貸出ビデオのお知らせ

消費生活センターでは、消費者問題啓発を目的として消費生活に関するビデオやDVDの貸出を行っています。人気のあるビデオを紹介しますので地域での学習会や集いにご活用ください。貸出のお問い合わせは、消費生活センター 0749-27-2234 までどうぞ。

### 人気ベスト3

1位 悪質商法カンタン撃退法（高齢者向け ビデオ 22分）

三遊亭楽太郎さんの楽しくわかりやすい解説で撃退法を学びましょう。

2位 老後の金は渡さん！（高齢者向け ビデオ 25分）

「私は騙されない！」と自信のある方もご覧ください。

3位 ケータイ・ネット社会の落とし穴（小中学生向け DVD 25分 3枚組）

ケータイを持つ前に、まず便利さの裏に潜む危険性を知っておきましょう。

今年の新規購入ビデオ

「青空球児・好児のお年寄りの安全生活術」

防ごう！家庭内・外出時の事故

だまされるな！振り込め詐欺・悪質商法

8月中旬より貸出予定です。



## 消費生活相談

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談専用電話 **0749-23-0999**

受付時間 9:15～16:00（土日を含む毎日 祝日・年末年始は休み）

なお多重債務にかかる相談は、「多重債務110番 0749-23-1181」で

平日 8:30～17:15 まで受け付けています。

「くらしのかわら版」第16号（平成21年8月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>（パソコン）

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/>（携帯端末）



次号は、平成21年11月上旬に発行予定です。